

ふれあいによる心豊かなまちづくり ～“健寿の里”を目指して広げよう健康への意識・福祉の心～

大会の部 会場：総合文化会館

●午前 9 時30分から

保健福祉作品展示、介護・看護・健康・栄養相談、小児歯科検診・相談（3歳以上12歳未満の幼児・児童で先着30人を対象として歯のフッ素塗布をしますので、希望者は9月22日(金)までに健康増進課へ申し込みください。）

●午後 1 時から

記念講演会

夢をあきらめないで

奥田良子さん、奥田勝彦さん



●プロフィール●

奥田良子さんは、フルート演奏家として将来を囑望される中、大学4年生の時に難病の「クローン病」を発病。壮絶な闘病生活へ突入。挫折の果ての5年間の“ひきこもり”を乗り越え、見事に奇跡の再起を果たした。平成13年、夫・勝彦さんと「エスペランサ」を結成。奇跡の演奏活動復帰まで、多くの人に出会い励まされ、支えられて生きていることに感謝し、「自分ひとりでは生きていくのではない」「夢をあきらめなければ必ず叶う」と、音楽を交えながら多くの人に伝えるトークコンサートを展開中。1966年神戸市生まれ。

※満席になり次第、受付を終了する場合があります。

◆バザー、作品展示もあります。

まつりの部 (各種団体により開催)

●午前10時から

囲碁大会、将棋大会（会場：高梁総合福祉センター）
 グラウンドゴルフ大会（会場：JT高梁ビルグラウンド）
 ゲートボール大会（会場：高梁浄化センター）

●午後12時30分から 社交ダンス

■問い合わせ 健康増進課健康増進第1係 (TEL)⑩0267

障害者の福祉サービス 10月から、サービス体系が 変わります

障害者自立支援法の施行により、ホームヘルプサービスやショートステイなど障害者の福祉サービスは、10月から新しいサービス体系（介護給付、訓練等給付および地域生活支援事業）に改められます。

現在は受給者の世帯の課税状況等によって自己負担額が定められています。10月からは費用の1割を受給者が負担するようになります。ただし、受給者の世帯の課税状況等によって負担額に上限があります。

②補装具の種目が変わります

現在は補装具とされている「ストマ用装具」「人工喉頭」「歩行補助つえ」などは、10月からは日常生活用具になります。

■問い合わせ

▼精神障害者のサービスに関すること
 健康増進課健康増進第2係 (TEL)⑩0263

①自己負担額の仕組みが見直されます

身体障害者の補装具給付制度と、日常生活用具給付等事業も見直され、主に次の2点が変わります。

▼身体障害者・知的障害者のサービスに関すること
 社会福祉課障害福祉係 (TEL)⑩0264

各種手当等の申請をお忘れなく!

市は次に該当する人に対して手当等を支給しています。
受給には申請が必要です。



☆手当について

手 当 名	対 象	現在受給中の人
① 児 童 手 当	※ 小学校修了前の児童を監護している人	「現況届」を未提出の人は早急に提出してください。提出されない場合は手当が支給されないことがありますので、ご注意ください。
② 児 童 扶 養 手 当	母子家庭(父・母が婚姻を解消した、父が死亡した、父が重度の障害状態にある、父が行方不明、父が児童を1年以上遺棄している、母が婚姻によらないで懐胎した等の状態にある児童を養育している家庭)であり18歳未満の児童を監護している人	8月31日(木)までに「現況届」を社会福祉課または各地域局住民福祉課へ提出してください。
③ 特別児童扶養手当	20歳未満の精神または身体に障害のある児童を監護している人	9月11日(月)までに「所得状況届」を社会福祉課または各地域局住民福祉課へ提出してください。
④ 障害児福祉手当	20歳未満で精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護が必要な児童	8月28日(月)までに「現況届」を社会福祉課または各地域局住民福祉課へ提出してください。
⑤ 特別障害者手当	20歳以上で精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする人	

※監護・・・児童の生活の面倒をみていること

ただし、次の場合は手当を受けられません。

- ① 受給される人の所得が一定額を超える場合
- ②～⑤ 受給者、障害者(児)または扶養義務者の所得が一定額を超える場合
- ②～⑤ 対象児童、障害者(児)が社会福祉施設・児童入所施設等に入所している場合など

※児童手当制度改正についての注意

児童手当の制度改正に係る申請がまだの人は、早めに手続きを行ってください。9月末までに申請された場合に限り、今年4月分までさかのぼって支給されます。また、「現況届」の提出のみでは、制度改正対象児童の申請手続きにはなりません。対象児童を監護・養育している保護者は、必ず申請手続きを行ってください。

☆年金・激励金について

年金(激励金)名	対 象	年 金 額
① 心身障害児年年金	身体に障害がある20歳未満の児童で、下記に該当する児童。ただし、障害児福祉手当を受給中の人は対象となりません。 ①身体障害者手帳1・2級、または知能指数がおおむね35以下の場合 ②身体障害者手帳3級、または知能指数がおおむね36以上50以下の場合	(年額) ①の場合 73,500円 ②の場合 36,800円
② 遺 児 年 金	両親またはその一方を亡くした児童で、15歳に達した年度末までの児童、および、その後も引き続き中学校に在学する児童。	(児童1人につき/年額) 両親を亡くした児童 36,800円 両親の一方を亡くした児童 24,300円
③ 遺 児 激 励 金	保護者と死別した義務教育終了前の児童で、保護世帯または保護世帯に準ずる世帯に属している児童。	小学校・中学校入学時 10,000円 中学校(中学部)卒業時 10,000円 在学中遺児となった時 10,000円

■問い合わせ 社会福祉課児童福祉係 (TEL)⑩0264、または各地域局住民福祉課(有漢TEL⑤73212、成羽TEL④3213、川上TEL④82200、備中TEL④54512)へ